

「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」 ニュースレター 第41号

【第34回作業部会結果報告】

- 開催日時：令和2年11月30日（水）10：30～11：30
- 開催場所：WEB会議システム（Meeting Plaza）
- 参加人数：80名

■第34回作業部会参加組織

中部管区警察局、東海総合通信局、東海財務局、東海北陸厚生局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、国土地理院、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋地方气象台、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第10師団、内閣府、岐阜県、愛知県、三重県、愛知県名古屋市、岐阜県海津市、愛知県津島市、愛知県稲沢市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、三重県桑名市、三重県木曾岬町、三重県川越町、中日本高速道路(株)名古屋支社、近畿日本鉄道(株)鉄道本部、名古屋鉄道(株)、西日本電信電話(株)東海事業本部、中部電力(株)、(株)NTTドコモ東海支社、中部地区LPガス連合会、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、公益社団法人愛知県バス協会
39機関

■第34回作業部会の概要

1. 開会
2. 大規模氾濫減災協議会とTNTの連携について
 - 1) TNTの新しい枠組みについて
 - 2) 大規模氾濫減災協議会とは
 - 3) 大規模氾濫減災協議会の運用について
3. 質疑応答・意見交換
 - 1) 事前にいただいたご意見と事務局からの回答
 - 2) 情報提供（内閣府小池参事官補佐）
 - 3) 意見交換
4. 閉会

WEB会議システムによる作業部会の様子



1. 開会あいさつ【中部地方整備局 野々村河川情報管理官】

本日はお忙しい中、またコロナ禍にTNTの第34回作業部会にご参加くださりまして、ありがとうございます。

本日の作業部会は、TNTと大規模氾濫減災協議会の枠組みについての合意形成をはかっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

今年8月の台風10号は、過去最大級ともいわれる規模に発達する予想がされるほどの台風でしたが、今後もさらに台風の大型化が懸念されるところでもあるため、TNTが検討を重ねてきている事前の広域避難等の実動が急がれるところです。また、三重県さんがL2高潮の浸水想定区域図を8月に公表されており、愛知県さんも今後公表予定と聞いています。さらには、来年の災害対策基本法の改正に向けた検討が進められておりまして、事前の広域避難の取組が加速することも想定されます。

TNTに関しましては、今年4月に危機管理行動計画（第四版）を策定しまして、8月にはそのタイムラインに基づく読み合わせ訓練を行ってまいりましたが、まだまだ広域避難の実働等に向けては道半ばといったところです。

本日はTNTと大規模氾濫減災協議会の新しい仕組みをご説明させていただいて、実効性のある計画に近づけてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

TNTが目標とする高潮洪水被害の最小化に向けて、引き続きみなさまのご協力をいただきたいと思います。

本日はどうぞ よろしく願いいたします。

2. 大規模氾濫減災協議会とTNTの連携について

危機管理行動計画の実行性を確保していくために今後TNTで進めていく新たな枠組みとして、『大規模氾濫減災協議会とTNTの連携』について事務局より議題提案・説明を行った。

【使用された主なPPT】

濃尾平野における高潮・洪水ソフト対策を検討する際の課題整理

濃尾平野は国内最大のゼロメートル地帯で、さらに我が国最大の「ものづくり」地域かつ東西の人流や物流が行き交う要衝である。
この地域において大規模台風による高潮洪水被害が発生した際の被害を最小化するための行動を検討することは、我が国の社会経済上極めて重要。

【大規模氾濫減災協議会において考えられる課題】
複合的な災害への取組の枠組みとしては、管甲にあるように大規模氾濫減災協議会が想定されているが、大規模氾濫減災協議会は基本の対象が河川氾濫であるため河川ごとに設けられている一方で、濃尾平野のような低平地においては、大型の台風による高潮洪水被害が複数河川・複数県にわたるエリアで同時に引き起こされることが想定されることから、各機関が連携した災害対応が不可欠のため、複数の減災協議会を包括するような検討が必要と考えられる。

【既存枠組みであるTNTが抱える課題】
濃尾平野のゼロメートル地帯においては、既に平成18年度よりTNTが立ち上がり、県域を超えた関係53機関が連携した行動を取るための危機管理行動計画（規範となるべき計画）を定め、長年検討を重ねてきているが、法定協議会でないため、**実行性の確保が課題**となっている。

新たな枠組み案（大規模氾濫減災協議会とTNTとの連携）

大規模氾濫減災協議会（想定最大規模洪水・高潮への対応）
↑
【高潮等にかかる取組】 TNTから取り入れる
→
各市町村の地域防災計画に反映され、実行される。
↑
TNTによる高潮・洪水にかかる避難の検討 ※各大規模氾濫減災協議会で活用できるよう、L2での検討を行う

- 各減災協議会において、「TNTの検討で取り扱う内容」という前提で高潮等へのソフト対策を取組方針等に位置づける
- 当該枠組みにおいて、TNTで検討された内容のうち、各減災協議会で活用できるものを取り入れ、減災協議会本会の取組へ反映する。
- 法定協議会である減災協議会での取組を、各自治体が地域防災計画に反映する。
⇒ 協議会の構成員は、協議の結果を尊重しなければならないとされている
- TNTで検討した広域避難等の取組が実行される。

濃尾平野における高潮・洪水ソフト対策検討（大規模氾濫減災協議会とTNTとの連携）

＜濃尾平野における高潮・洪水ソフト対策検討にかかる新たな枠組み＞

- TNTの枠組みを濃尾平野地域の**大規模氾濫減災協議会**の枠組みに組み込んで、TNTの検討内容を法定協議会である減災協議会の取組内容に取り入れることで各地方自治体の地域防災計画へ取り入れやすくする
⇒ TNTの検討を活かして、濃尾平野の各機関が連携したソフト対策を実行できるようになる
- 高潮・洪水にかかる流域を跨いだ**一体的なソフト対策**の検討はTNTで引き続き実施し、各減災協議会の対象地域における河川を含めた**広域避難検討**においての要素として取り込む
⇒ 減災協議会に高潮等に関する検討が加わることに伴って、業務負担の増加をできる限り回避する

濃尾平野エリア内の直轄河川減災協について先行実施

大規模氾濫減災協議会とTNTとの連携枠組みイメージ

大規模氾濫減災協議会（法定協議会）
木曾上 木曾下 XX県 庄内川 XX県
① L2洪水からのソフト対策を検討 ② L2高潮からのソフト対策を検討

木曾川にかかる高潮・洪水の検討 庄内川にかかる高潮・洪水の検討
① L2洪水からのソフト対策を検討 ② L2高潮からのソフト対策を検討

東海ネーデルラント高潮・洪水地域協議会（TNT）（任意団体）
③ 概観と大まかな方針・計画の検討
④ 各河川をまたぐ広域な避難検討
⑤ 各分科会からの要請に応じた連携検討

洪水浸水想定区域（各河川、国域）
高潮浸水想定区域（濃尾平野海抜ゼロメートル地帯）

＜濃尾平野における高潮・洪水ソフト対策検討にかかる新たな枠組み＞

- ① TNTの枠組みを濃尾平野地域の大規模氾濫減災協議会の枠組みに組み込んで、TNTの検討内容を法定協議会である減災協議会の取組内容に取り入れることで、各地方自治体の地域防災計画へ取り入れやすくする。
⇒ TNTの検討を活かして、濃尾平野の各機関が連携したソフト対策を実行できるようになる。
- ② 高潮・洪水にかかる流域を跨いだ一体的なソフト対策の検討はTNTで引き続き実施し、各減災協議会の対象地域における河川を含めた広域避難検討においての要素として取り込む。
⇒ 減災協議会に高潮等に関する検討が加わるることについて、業務負担の増加をできる限り回避する。

＜新たな枠組み案＞

- 1) 各減災協議会において、“TNTの検討で取り扱う内容”という前提で高潮等へのソフト対策を取組方針等に位置づける。
- 2) 当該枠組みにおいて、TNTで検討された内容のうち、各減災協議会で活用できるものを取り入れ、減災協議会本会の取組へ反映する。
- 3) 法定協議会である減災協議会での取組を、各自治体が地域防災計画に反映する。
⇒ 協議会の構成員は、協議の結果を尊重しなければならないとされている。
- 4) TNTで検討した広域避難等の取組が実行される。

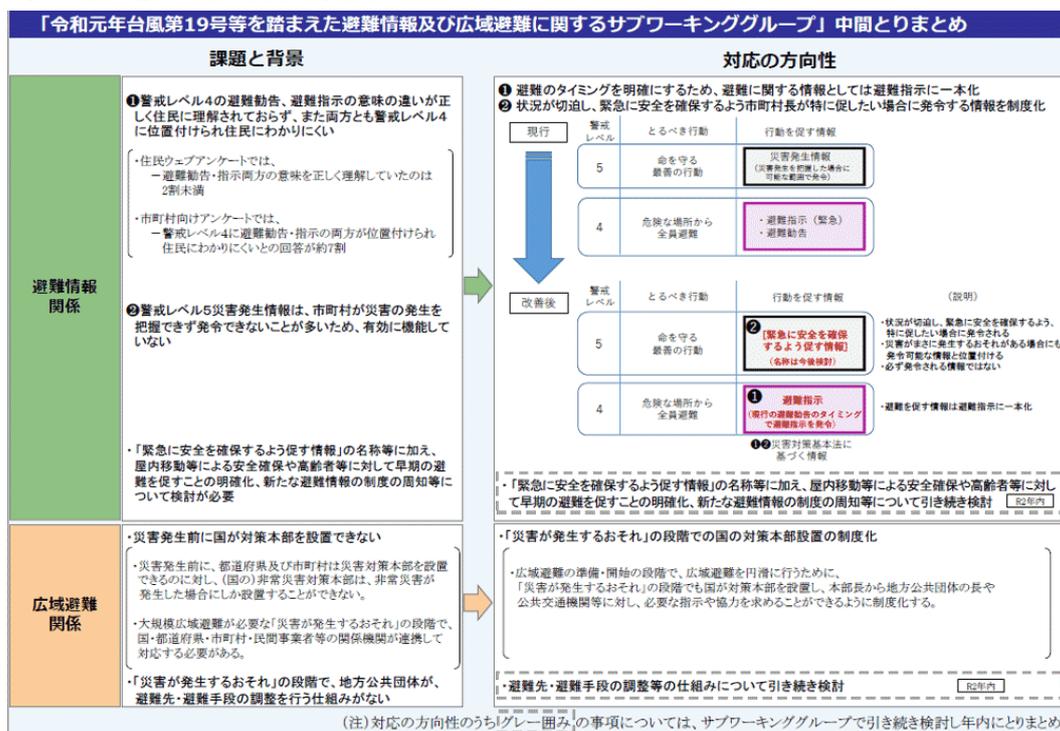
＜今後のスケジュール＞

- 1) TNTの検討を大規模氾濫減災協議会の取組に取り入れる枠組みを作ることについて、今回の作業部会で合意形成する。
- 2) 枠組み合意を受けて、大規模氾濫減災協議会における規約改正等を進める。(濃尾平野内直轄河川3協議会において先行実施)
- 3) TNTでは引き続き計画規模を超える高潮・洪水に対する検討を行い、その検討が大規模氾濫減災協議会を通じて、自治体の地域防災計画等に反映・実行されやすくなることを狙う。

3. 情報提供

内閣府 小池参事官補佐より、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」の広域避難に関する検討の中間とりまとめについて情報提供いただいた。

【内閣府からの情報提供内容】



(参照) 内閣府防災ホームページ : <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/index.html>

■ 質疑応答・意見交換

大規模氾濫減災協議会とTNTの連携について、質疑応答および意見交換を行った。
以下、主な質疑応答・意見交換について要約を記載。

ご意見	事務局からの回答
◆各市町がTNTの検討内容を地域防災計画等に反映することになると、既に地域において進められている任意協議会等における検討と整合を図る必要がありますので、こうした課題も踏まえた上で、今後の取組みを進めていただきたい。	◇既に広域避難について具体的に動いてみえる枠組み（例：三重県の桑員地域防災対策会議 等）とは、これまで以上に綿密な連携・調整を図らせていただきたいと考えております。
◆大規模氾濫減災協議会の想定最大規模の浸水想定と、TNTで議論してきた「危機管理行動計画」の浸水想定は計算条件等の考え方が異なる。「危機管理行動計画」の浸水想定を見直し、計画を改訂する予定はあるか。	◇次年度以降TNTの被害想定WGを再度立ち上げ、新たな被害想定と、それに基づく行動について議論していきたいと考えています。
◆「危機管理行動計画」は、任意団体であるTNTが現状の制度枠組みにとらわれることなく立てた行動計画であり、今後、TNT関係機関が連携して行動する際の「規範となるよう定めた計画」であることを、各減災協議会に丁寧に説明されたい。	◇危機管理行動計画の位置づけ・内容については、TNT事務局より減災協議会事務局へ丁寧に説明します。
◆TNTのタイムラインは行動規範の一例であり、大規模氾濫減災協議会においてTNTの検討内容についてどこまで議論・確認できるかが不透明。	◇連携のイメージとしては、【減災協議会の取組に「高潮洪水にかかる広域避難等の検討」を盛り込んだ上で、TNTでの議論・検討を減災協議会へ提言するような仕組みです。このため、TNTの検討内容をどの程度議論できるかは各減災協議会に委ねられるところですが、大規模水害が頻発する中、TNTとしてはこれまでより一歩前に出て、危機管理行動計画を実動に少しでも結びつける、具体的な議論が必要だと考えています。
◆地域防災計画に記載するかは各自治体の判断によるが、足並みが揃わないことが考えられる。	◇最終的には各自治体さんの判断となり、ギャップが出て然るべきと思いますが、そのギャップをどう調整するかについて、これまでよりも現実に即した議論を、今後のTNTで行っていき、広域避難の実現のために、知恵を絞り合っ前に進むことができるようにしていきたいと考えています。
◆内閣府のサブワーキングでは、「広域避難勧告」を災害対策基本法やガイドラインに位置付けるという考え方をお持ちなのか。	◇広域避難勧告は法律上、通常の避難勧告等と別物としては設けない方向だが、発令のタイミングは警戒レベル4に相当する防災気象情報より早くなると思われるため、広域避難時に住民がどのような行動をとるべきか分かるよう、内閣府でガイドラインを作成する予定。各地域の特性を踏まえて適宜検討・判断していただきたい。（内閣府回答）

■ 合意形成・閉会

事務局提案の議題について、上記やりとりのほかTNT関係機関より特段の異議はなく、今後TNTにおいて大規模氾濫減災協議会と連携した枠組みを進めていくことで合意形成された。

当ニュースレターに関しまして、ご意見・お気付きの点等がございましたら、右記のメールアドレスまでご連絡ください。cbr-mizucenter@mlit.go.jp

協議会事務局(中部地方整備局河川部)令和3年2月5日発行